

令和4年度
第2回 ABS 指針フォローアップ検討会
議事録

1. 開催日時：2022年11月1日（火）13:00～14:40

2. 場所：WEB会議

3. 議題

- ① ABS 指針フォローアップ検討会報告書（案）について
- ② その他

4. 配布資料

資料1. ABS 指針フォローアップ検討会報告書（案）

資料2. 「ABS 指針フォローアップ検討会報告書骨子（案）」に対する意見の募集の結果
について

資料2（別添）意見要旨

参考資料1. 「名古屋議定書」（英文）

参考資料2. 「名古屋議定書」（和文）

参考資料3. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
に関する指針」

参考資料4. 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書」（本体）

参考資料5. ABS 指針フォローアップ検討会報告書骨子（案）（意見募集実施時）

5. 出席者

（委員）

磯崎座長、石田委員、犬塚委員、井上委員、大沼委員、熊谷委員、小関委員、鈴木委員、
須藤委員、田上委員、深見委員、藤井委員、村上委員、渡邊委員

（関係省庁）

内閣官房アイヌ総合政策室、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水
産省、林野庁、経済産業省、特許庁、国土交通省

（環境省）

奥田自然環境局長、堀上自然環境計画課長、浜島生物多様性主流化室長、三宅室長補佐

(事務局)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング：菌自然資源経済・政策室長、森口主任研究員、
菱田研究員、阿部研究員

6. 議事録

■開会

○環境省（三宅）

環境省の生物多様性主流化室長が8月に交代になりまして、新しく着任した浜島のほうから一言ご挨拶をさせていただく予定だったのですが、現在出張で別のところから入ろうとして、つながらなかったみたいでして、申し訳ございません。もし入れましたら、途中でご挨拶できればと思います。

では、皆様おそろいでお時間になりましたので、令和4年度第2回ABS指針フォローアップ検討会を開催したいと思います。

本日もオンラインでの開催となっております、委員の皆様、それから環境省と、事務局として三菱UFJリサーチ&コンサルティング、それから関係省庁もオブザーバーとして参加をしております。あと、一般の方々も傍聴いただいております。

事務局から事前に連絡があったかと思えますけれども、最長で3時半までの開催を予定しております。

初めに、自然環境局長の奥田のほうから、ご挨拶をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○奥田局長（環境省）

皆さん、こんにちは。自然環境局長の奥田でございます。本日はお忙しい中、ABS指針フォローアップ検討会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この検討会では、2017年の5月に策定された名古屋議定書の国内措置ABS指針、これの附則の規定に基づきまして、指針の見直しと、いわゆる名古屋議定書の提供国措置の要否について、昨年度よりご議論を重ねていただいていたところでございます。

今年の5月に開催された今年度の第1回検討会では、本検討会報告書骨子案についてまとめていただきました。この中では、現時点で制度改革によって対応すべき事項は見当たらないという方針、これとともに、普及啓発や事例の蓄積、共有を継続していく必要性、さらには技術的な課題について議論を深めていく必要性等、今後の方向性についても整理をいただいたところでございます。

この骨子案につきまして、今年の7月から8月にかけて、任意のパブリックコメントを実施いたしました。本日はその結果もご覧いただきながら、報告書の最終化に向けてご議論をいただければ幸いです。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げて、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○環境省（三宅）

奥田局長、ありがとうございました。

ちょうど浜島室長が入ることができたようなので。

室長、挨拶可能でしょうか。

○浜島室長（環境省）

浜島でございます。8月に生物多様性主流化室長に着任いたしました。これまでのご議論、本当にありがとうございます。本日取りまとめということで、よろしく願いいたします。

○環境省（三宅）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認について事務局お願いいたします。

○事務局（菌）

ただいま画面共有させていただいているところで、本日の資料一覧を記載してございます。資料は、大きく資料1と2がありまして、資料2については別添の資料がございます。参考資料は、参考資料1～4はいつも配付しているものになりまして、参考資料5が、環境省が報告書骨子案についてパブコメを実施したときのバージョンの報告書骨子案を一応つけております。

既にメールでもリンクのほうをお送りしておりますけれども、先ほどチャットのほうにもリンクをつけておきましたので、もしお手元にないとかございましたら、こちらのほうからダウンロードいただければと思います。よろしく願いいたします。

○環境省（三宅）

ありがとうございます。そうしましたら、早速議事のほうに入りたいと思いますが、こちらから、磯崎座長のほうにお願いできますでしょうか。

■議題①ABS 指針フォローアップ検討会報告書案について

○磯崎座長

こんにちは。それでは、改めてですけれども、既に説明がありましたように、前回の会合から大分たって、間に夏を挟んでいます。パブリックコメントも終了して、本検討会の最終の報告書の取りまとめということで、本日の会合を行いたいと思います。

本日の議題ですが、主にこの検討会報告書の取りまとめで、その他もありますが、ほとんどがこの取りまとめ案についてということになります。

それでは、早速ですが、既に配付されている資料の1と2についての説明、特にパブリックコメントを受けて行われた修正点についてということになります。

それでは、環境省、三宅さん、よろしく願いいたします。

○環境省（三宅）

それでは、資料1と資料2についてご説明をさせていただきます。

資料1のほうが検討会の報告書案ということになっておりますけれども、資料2のほう、今回のパブリックコメントの内容を示した資料になっておりまして、まずそちらから

簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

資料 2、まずパブリックコメントの概要でございます。こちらは e-Gov のほうを通して行っておりまして、今年の 7 月 5 日～8 月 3 日の 30 日間、任意という形になりますけれども、パブリックコメントを実施しております。

最終的に意見募集の結果ですけれども、2 番にありますとおり、4 つの個人・団体から合計 11 件の意見提出がございました。意見の内容としましては、資料 2 の別添のとおりでございます。

まず、簡単にご紹介をさせていただきます。先ほど、合計 11 件と申し上げたのですが、類似のものは幾つかまとめておりますので、大きくは 9 件という形で整理をしております。

まず 1 点目ですけれども、手続ですね。ABS 指針の主に現行の利用国措置に関するご意見ということでして、現状、「手続き等による負担感が大きくなく」という箇所ですけれども、こちら、賛同いただいたという形になっており、引き続き普及啓発にも力を入れてほしいということで、既に記載しておりますけれども、普及啓発等にも努めてまいります。

その下、2 目ですけれども、有効性や実効性に課題が生じれば、今後、義務的報告の対象拡大の検討もする必要がある、という部分ですが、こちら、今後また何か検討する場合には、産業界も参画したいということで、今後の検討の際には、今回のような形で、関係するステークホルダーの方々にも参画いただければと思っております。

3 目、「コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取扱い」というところでして、こちら、本文のほう、利用国措置のフォローアップの部分だったのですが、ほかの内容と一緒に、指針ではなくて、「普及啓発ツール等で順次拡充する必要がある」という書き方をしていたのですけれども、ご意見としまして、「コモディティの扱いは慎重を要するために、安易に政府がそのような発信をすべきではない」というご意見をいただきました。もともと報告書の骨子案のほうの大きく 1 目が現行の指針のフォローアップ、2 目が提供国措置の要否、3 目が今後の在り方ということで整理をしていたのですが、その 3 目目の部分のところで、コモディティの件は今後議論を深めていく必要があるというところで整理をしており、このようにもともと少し、この 1 番目の部分と 3 番目の部分で書きぶりが異なっていましたので、3 番目の部分に合わせる形で、今後、議論を深めていく事項とする形で少し記載を修正しました。こちらは後ほど報告書案のほうでまたご紹介をさせていただきます。

4 目のご意見、こちらは「国内遺伝資源の取得と利用等の状況の把握」ということで、「不要と考える」といただいたところでございます。こちらは先ほどの骨子案の中で言いますと、大きな 3 目目のところに今後の在り方として書いているところでございます。国内の遺伝資源の利用状況について何か把握するような制度を検討する必要があるかどうかというところについて、本検討会でもかなり議論になり、意見が分かれたところではございまして、現状、3 に記載のとおり、引き続き議論を重ねていく論点ということで考えております。

その下、「PIC 制度は現段階では不要と考える」というところですが、こちら、全体としては3つほどご意見をいただいた部分で、基本的に「現段階では不要」という内容を支持するというご意見を頂戴しております。

その下、「とりわけ細胞培養肉生産に関して」という記載のところでございます。こちら、適切な解決策の検討につきましては、「提供国措置（PIC 制度）とは別にすべきである」というご意見をいただいたところでございます。こちらもやはり今回の検討会の中でかなりいろいろな意見をいただいたところございまして、現時点でも、今後引き続き適切な解決策の検討が必要という形でまとめておりますけれども、その検討に際しましては、いただいたご意見を参考とさせていただきたいと考えております。

その下、アイヌに関係した遺伝資源に関連する伝統的知識の部分でアイヌに関する記載に関してのご意見でした。こちらに関しましては、アイヌ関連法やアイヌ関連施策全般に関するご意見ということで認識をしております。

その次、「簡易な報告制・登録制」は、先ほどご紹介したご意見と類似の内容です。もともと、このように「簡易な報告制・登録制」という書き方をしていたのですけれども、そもそもどういった目的でこれを検討するのかというところが、すみません、記述不足となっておりましたので、こちらはまた後ほど報告書案のほうでもご紹介をしますが、一部追記をした部分がございます。

方向性としてですけれども、こちらもやはりさまざまな意見があったところで、先ほど申し上げたとおりですが、今後引き続き議論を重ねていく論点ということで考えております。

一番最後ですね。今後また議論をする場合には、今回の検討会のような広いユーザーによる検討の場を設けていただきたいということで、また何か検討の場がありましたら、こうした形で、さまざまなステークホルダーの方々にも関与いただきながら議論を深めたいと考えております。

ご意見の概要についてのご紹介は以上となりまして、続きまして、資料1の報告書(案)のほうになります。

こちらは、前回の骨子案のほうから少し体裁を整えた形で整理をしております、大体どういったところを整理してきたのかというところについてご説明をさしあげます。

「はじめに」は、前の骨子案と同じ形ですね。その下に幾つか検討分野の表がございます。こちら、どういった観点で論点を設定して議論をいただいていたのかというところが分かるような形で、論点のほうを表としてお示しする形としております。

3 ページ目の下のほうには、パブリックコメントを実施しましたということと、4 回にわたる検討会の結果をまとめたものです、ということの記載をしております。

次のページ、全体としてどういった論点で検討してきたのか、フォローアップしてきたのか、どういう課題があるのかというところについて、少し項目立てをしている形としております。

2点目の「名古屋議定書の国内措置としての有効性」のところの2パラ目にあるのですが、当初、「日本人に対するIRCC」と、「日本人」という言葉を使っていたのですが、「日本人」という言い方が適切ではないかなというふうに考えまして、こちら、パブリックコメントを受けてということではないのですが、書き方を、「我が国に所在のある者」という形で修正をしております。その下のほうも類似の部分については同様に修正をしております。

同様に、報告ですね、「ABS指針に基づく様式1による報告」につきましては、前回の検討会時点では4件となっておりますが、その後また報告をいただきまして、9件ということで整理をしております。こちら、最終的に報告書として取りまとめる段階で、いついつ時点ということも含めて整理をしたいと思っております。

次のページ、「対応の方向性」の部分です。3パラ目のところになります。先ほどパブリックコメントでご意見をいただいたコモディティの部分でございます。こちら、もともとはコモディティの取扱いを含めて、ABS指針以外の普及啓発ツールで順次拡充する必要があるという形で整理をしていたのですが、それを、コモディティについてはなお書きのほうに書き分けました。こちらは「報告書3.に記載のとおり」ということで記載を合わせておりまして、そもそもどのようなサポートが適切かつ可能かについて引き続き議論を深めていく必要がある、という整理とさせていただきます。

次のページは特に修正はしておりません。

次のページも、少し項目を整理した形になっておりまして、10ページ目、3番のところになります。

先ほどもパブコメのご意見でいただいたところで、そもそも簡易な報告制・登録制というのが目的がよく分からないというご意見がありましたので、その説明書きを少し加えております。「例」の括弧書きのところの2行目ぐらい、「PIC制度に限らず国内遺伝資源の取得・利用等の状況把握の観点での」ということで、少し説明を足しております。いずれにしても、こちらさまざまなご意見をいただいたところですので、引き続き議論を深めていく事項ということで整理をしております。

ということで、全体としてこれまでに骨子案の中でまとめていただいた内容から特に大きく方針を変更しているような修正というものはしておりませんが、大体このような形で報告書（案）ということでまとめさせていただきました。

資料のほうの説明は以上となります。

○磯崎座長

ありがとうございます。今説明がありましたように、幾つか変更点はあるのですが、新しい数字に変えたり、それから、「はじめに」のところと、それを受けて全体にですが、何を議論したのかというような、それを項目立てにして、あるいは表にして分かりやすくし、それから本文のほうにもそれらの見出しを入れた。

それともう一点ですが、パブコメで指摘された幾つかのポイントについて、特に今後必

要とされるような事柄については、本文の中というより、先ほどの最後のところにまとめて分かりやすくした、そのような変更点になっています。

それではこれから本題の、この報告書案の内容について入りますが、その前に、まずパブリックコメントで出されている内容、あるいは、それに関連する事実関係とかについての質問、それから、検討会報告書については、全体の構成であるとか形式についての質問、この2点について諮りたいと思います。

これら2点について、何か質問等ございましたら、挙手ボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

まず、質問というよりもコメントなんですけど、パブコメをやって4件というのがちょっと寂しいかなと思って、数が少ないなということをコメントさせていただきたいなと思います。私自身もかなりいろいろなところに宣伝したんですけど、ちょっと力足りず、申し訳ございませんでした、というのが1つ目のコメントです。

2つ目のコメントとしまして、一番最初のページの意見のところ、海外の法令遵守とABS指針の関係を混同されている方も見受けられるため、広報が必要だということがありまして、まさしく私もそう思っておりましたので、なかなかいい意見もいただいたなという感想を述べさせていただきます。

○磯崎座長

ありがとうございます。全体的な、あるいはパブコメ内容に関するコメントでした。

そのほか、パブコメの中身、それと報告書の全体構成についてはいかがでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

よろしいですね。事務局のほうで、意見は何か見つかりますか。

○環境省（三宅）

大丈夫かと思えます。

○磯崎座長

それでは、本題のほうに入りたいと思います。

全体それほど長い報告書ではないですが、それぞれ幾つかに分けて進めていきたいと思っています。まず、最初のほうの部分で、ページ数で言いますと、1ページ～3ページにかけてについて、質問あるいは意見等ございましたら受け付けたいと思います。

ございませんでしょうか。「はじめに」というところで、1ページの後半から2ページ、3ページ目の前半まで、項目や検討の具体的中身、その小見出しなどが整理されています。

(なし)

○磯崎座長

それでは、「はじめに」の次の1番、ABS指針のフォローアップという、この見出しの

1 番について、こちらの部分ではどうでしょうか。ページでいくと、4 ページから 5 ページになります。

(なし)

○磯崎座長

ここもよろしいでしょうか。内容的には利用国措置、ABS 指針の一番中心になる利用国措置としての報告制度というところです。

今のところ手が挙がっていないようですので、2 番の項目です。ABS 指針による奨励措置というところですが、ここは 5~6 ページになります。これについてはいかがでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

ここもよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の大きな 2 番のところ、ページでいきますと 7 ページからです。最初の (1) で、提供国措置としてのシステム、制度を構築する必要があるかどうかというところですが、この 7~8 ページにかけて、いかがでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

ここについてもよろしいでしょうか。

そうしましたら、その次の (2) ですが、伝統的知識に関連して、8 ページから 9 ページにかけて出てきている、特にアイヌの人々とのかかわりに関係する部分です。ここについてはいかがでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

ご意見がなさそうですので、そうしましたら最後の大きな 3 番ですが、今回のフォローアップに関係して、今後何かする、あるいは考慮する必要があるかということで、今後の検討であるとか、考慮すべきことをまとめているところです。分量的には、今画面に表示されている数行のところですが、ここについてはいかがでしょうか。

今、何人か手が挙がりました。それでは順番で、最初に渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員

ご説明ありがとうございました。また、今回の報告書案の取りまとめについても、ありがとうございました。

この 3 番も含めて全体なんですけれども、今回取りまとめたいただいた報告書の案について、全体として、今までこの検討会で議論してきたことがよく整理されてまとめられている内容だというふうに思います。報告書の中で、「対応の方向性」でそれぞれの課題が示されていますし、3 番で今後のあり方として技術的な課題についても触れられている。こういった課題について、今後の対応として、遺伝資源の取得ですとか、利用の実態、ある

いは国際的な議論を踏まえながら、一つ一つしっかりと課題についての検討や対応を進めていっていただきたい、というのが一つです。

もう一つは、この報告書の中にも触れられているんですけども、ABS 指針による日本の措置の実態、あるいは、今回のフォローアップの内容に関して、さまざまな国際的な場を通じて幅広く発信をしていただいて、海外からの評価にも耳を傾けつつ、今後のレビューに生かしていただきたい、ということが私のコメントになります。よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは続けて、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

全体的に特に大きい意見というよりも、お礼とコメントでございますが、フォローアップを踏まえた今後の ABS 指針のあり方として、途中でも出てきましたけど、議論が必要だといった文章もありまして、お願いとしましては、この報告書に今後の議論が必要だというふうに書かれているということで、定期的な議論の場というのをつくっていただきたいといったお願いと、あと、今回パブコメが少なかったわけでございますが、これでもう ABS 指針完成みたいな感じで、5年のフォローアップおしまいというわけではなくて、フォローアップという名前がいいのか分かりませんが、特に我々の抱えている研究者コミュニティといったものに関しまして、まだまだ意見が出ると思いますし、また、若い世代が少し歳をとるとまたいろいろな経験も積んで、意見も出るようになると思いますので、引き続き研究者コミュニティ、ステークホルダー、または、学術だけではなくて、ほかの団体も含めて、意見を聴くような態勢及び議論の場といったものの作成をお願いしたいなど。もちろん文章でそういうふうに読めますが、一応確認としまして、そういう場をつくっていただきたい。

また、広報や ABS 指針自身の宣伝といったものについても努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。今お二人からコメントを出されましたが、画面表示されている10ページの3番ですが、これとのかかわりで、少し全体へのコメントも、今お二人の中には含まれていたかと思います。

大沼委員から手が挙がっているようですので、それでは大沼委員、よろしくお願いいたします。

○大沼委員

全体として、提供国措置あるいは国内措置が、今、導入の必要性というのは非常に低いのではないかとということがよく理解できるつくりになっていると思います。

改めて読んでみて、入れたらいいのではないかとということが、気づいた点があります。一つは、ここは、当然なのですが、日本の国内措置ということの必要性、あるいは、その

妥当性ということ、報告の中で議論をしていると思うのですが、締約国の諸外国の動向というものが、今どんなものなのか。その上で日本のこの措置というものがどういうものなのかということが分かるような、何か一文でもあると非常にいいかなと思います。

というのは、締約国がそれぞれ名古屋議定書を批准すると、こうした措置というものを入れるときに、日本のこの方針というものがどんなところに位置づけられるのかなというのがあると、とても、生物多様性条約の中での方向性というのが分かるのではないかなというので、検討していただきたいと思います。

それから、ちょっと細かいところですけども、先ほどパブコメでも言及があったのですが、「コモディティ」という言葉をここで使っておられますけれども、通常の商品ということでここで使っているのかなとは思いますが、特段何かコモディティということを使われる必然性というのは、ここであるのかどうかと思って。多分、初めてこの報告書を読む人から見ると、コモディティというものが、ちょっとほかの学術的な中でスッと出てくるという言葉ではないと思いますので、用語の中で説明していただくか、あるいは、補足的なものを本文中に入れていただくか、こういったところをしていただけるとありがたいかなと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。国際的な動向がどこかに書かれていると、日本の措置の位置づけという点で分かりやすいのではないかなということと、それから、具体的な点では、「コモディティ」という、この分野の専門用語なんですね。その用語の使い方という、2点で指摘をいただきました。

これは、まとめて取り上げたいと思います。

藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員

報告書案をまとめていただいてありがとうございます。基本的に、全く異論はございませんが、ただ1点だけ、少し細かな点になるかもしれませんが、培養肉の話がこの報告書の中に出てくるのですけれども、例えばそういうものは、農水省さんあたりで検討していただいたほうがいいような事項かなと、ちょっと感じているところですので、今後の検討の中に、必ずしもこの場だけではなくて、ほかの場で検討してもらいたいというような、そんな提案も含まれているというふうに理解していてもいいでしょうか、という点を確認させていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

私も別に異論はないんですけど、全体的に読んで、「細胞培養肉生産」という言葉が、ほかの言葉は案外一般的な言葉で書いてあるんですけど、「細胞培養肉生産」という言葉自体が、例としては特殊じゃないかなと思っていたんですけど、ここって何か議論されました

つけ。すみません、大分前なので忘れちゃったんですけど、細胞培養肉生産というよりも、もうちょっと軟らかい言葉のほうがいいかなという気が読んでいました。

ただ、もう既に議論したかなというのがちょっと覚えてなかったもので、コメントしなかったのですが、やっぱりこの言葉はどうかと。ちょっと教えていただければと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかの挙手はなさそうですので、それでは今触れられた、特に最後、藤井委員と鈴木委員二人から、細胞培養肉とのかかわりで、その用語の使い方、それから藤井委員のほうからは、10ページのまとめ方のところで、ほかの分野でどういう内容が読み取れるのかどうかという点について、それから大沼委員のほうからは、先程も触れましたように、追加ができるかどうかということで、全体的な国際的な位置づけというのと、それから「コモディティ」という用語についての別の言い方が可能かどうかというようなところです。

これらについて、ほかの委員の方で、例えばですが、同じように諸外国の事例というのがこの報告書に入ったほうがいいのかどうか、それから、専門的な用語になる「コモディティ」と「培養肉」について、これらの用語の使い方について、何かほかの委員の方から、同じような追加記載が必要だという意見、その他ございましたら、お願いいたします。

それでは、まず深見委員、お願いいたします。

○深見委員

今の「細胞培養肉生産」に書かれている部分ですが、実際に議論というか、こういう課題があるという提案があったのは記憶しているのですが、ここの中にせつかくそういうものが出たので、一つの（比較的特殊な）事例に限らず、PIC制度が将来に検討が必要かもしれない具体的な課題があることの説明を加えて、ここに記載すると、ほかの方が読んだ場合、理解しやすいのではないかとことを思いました。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは小関委員、お願いいたします。

○小関委員

先程大沼委員のほうからコメントありました諸外国の事例の件、文言を入れたらどうかということに賛同いたします。初回の検討会で私のほうから説明させていただきましたけれども、インドネシアの事例とか、実際にアルゼンチン、それから最近ブラジルなど、いろいろ話があるんですけども、いろいろな諸外国の制度があるらしくて、緩い事例からかなり厳しい事例まであります。その中で、日本としての立ち位置というのをしっかり把握しておくというのは必要じゃないかなと私も思います。

諸外国とのバランスを見ていくという意味でも、今後検討する価値はあると思いますので、ぜひその文言を入れていただければと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかの方はよろしいですかね。

それでは、環境省のほうで、これらの点についてはどのように考えますでしょうか。

○環境省（三宅）

ご意見ありがとうございます。まず、大沼先生からいただきました海外の情勢の点ですね。こちら、もともと小関委員からの問題意識に関して、過去の検討会の中でご指摘がありまして、その点では、8 ページの提供国措置の要否のところの文脈ですね、②の対応の方向性のすぐ上のところですけども、国際的な情勢も見ながら今後検討していく必要がある、というところで、この部分は入れさせていただきました。

一方で、大沼先生のご指摘については、これに限らず、どちらかという日本の措置を海外に発信していくという文脈の中でご指摘をいただいたのかなと思っておりまして、そういう意味では、大きな1 番目、ABS 指針のフォローアップの文脈の中の、5 ページの「対応の方向性」の2 段落目のところに、その国際発信の話を書いているのですけれども、ことつなげて、何か海外の情勢もウォッチしながらというような内容を少し入れるべきといえますか、入れるのがいいのかなというようご提案かなと認識しました。もし追加でコメントがあればお願いいたします。

また、「コモディティ」という言葉ですね、すみません、皆様のご意見を聴きながら、今ちょっと幾つか検索をしていて、たしか今の指針の施行通知でしたか、もしくは前回のあり方検討会の際の報告書だったかもしれないのですけれども、そこで「コモディティ」という言葉が使われていたかなと思います。説明がもし可能であれば、そういったところを参照しながら書くということがあるのかなと思いつつ、一方で、現在の報告書案の一番最後、13 ページ目に、一応用語集というものを整理しておりまして、こちらに「コモディティ」というのを付け加えるのは少しバランスとしては難しいかなとは思っているのですが、用語集には入れずに、原文の中の「コモディティ」という言葉を補足する文章ができるかどうかというところかなというふうに思っておりましたが、もし何か皆様のほうでご意見がありましたらお願いいたします。

もう一点、藤井委員と鈴木委員からご指摘がありました培養肉の関係ですけども、こちら、実際にこういった懸念点があるということでご議論をいただいたと認識しておりまして、一応こういった課題がありますという内容については、大きな2 番の7 ページの下の方の「しかし」というところなんですけれども、「国内遺伝資源の国内外における取得」に書いてございますが、もう少しこちらを補足したほうがいいのではないかと、説明をつけたほうがいいのかということなのかなと認識しましたが、こちらでも再度ご確認をいただければと思います。

あと、検討の場については、おっしゃるとおり、8 ページの「②対応の方向性」のところでも今後の課題という形ではまとめておりますけれども、皆様、この検討会の中でご議論をいただいたとおりでして、必ずしも本当にこの場なのかどうかというところを限定するものではないというふうに認識しております。この観点、もし農水省さん、何かコメント

されたい部分があれば、追加でお願いいたします。

コメントいただいた点について、環境省からは以上かと思えます。もし漏れていたら、すみません、ご指摘をお願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。今、取扱い、あるいは受け取り方について説明がありましたが、特に大沼委員と藤井委員で、今のような受け取り方と説明、それについて何かさらにご意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

それでは大沼委員、よろしく申し上げます。

○大沼委員

三宅さん、ご説明どうもありがとうございました。大変よく分かりました。ただ、私が申し上げた意図といたしますのは、あるいは、今後の海外の情勢とか、こういったところを見ながら検討するというのはそうなんです、現段階で、ここで書いてある報告書というものが、他の諸外国で既にもうとられている措置と比較して、どんな位置づけになっているんだろうかということが分かるような一文が入ると大変よいかと思ったということがあります。

○磯崎座長

それでは藤井委員、申し上げます。

○藤井委員

ご説明ありがとうございます。基本的には了解いたしました。生物多様性の保護というのは、ABSの観点だけで議論しきれるものではないので、やはり必要があれば、ほかの場で検討したほうがいだろうというような項目も当然出てくるだろうと思っておりますので、その点考慮していただければなと思っております。

○磯崎座長

ありがとうございます。今、藤井委員からも、それから、先程環境省からも、そして検討会の中でも、細胞培養肉については、農林水産系の検討の場というところについても言及されてきていたのですが、今の藤井委員の指摘にもあったように、このABSの場というよりは、その専門的な分野という、それらを書いたほうがいいのかどうかについて、農水省がオブザーバーで参加されていると思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

今、農水省の相田さんからチャットが入っているのですが、農水省でも検討を進めていく、という内容の文章が届いています。

環境省のほうでは、この書き方なんです、ちょっとはっきりしないところが……。というのは、「専門的な農水省の枠組みのほうで」という、そのような文章まで付け加える必要があるかどうか、あるいは、現在の、特に特定せずに、このABS関連の検討の場、それから、それ以外の検討の場、区別せずに、この10ページのような書き方にする、これでいいかという、ここについてはどうでしょうか。

○環境省（三宅）

特に皆様のほうでご意見等がなければ、先程申し上げましたとおり、ここに書くことによって名古屋議定書の枠組の中で検討をすることを決めるというのではなく、単純に今回の議論の場の中で問題提起がありまして、どういった解決策が必要なのかという課題が残りますねという話なのかなと認識しておりまして、そういう意味では、現時点で検討の場を限定したものではないということかなと認識しておりまして、特に何か追加が必要かどうかというところで言いますと、現時点の記載でもよろしいのかなというふうには思っておりますが、また何か追加でご意見があれば承りたいと思います。

○磯崎座長

はい、分かりました。ABSの問題は名古屋議定書とのかかわりだけでなく、先程藤井委員からも、生物多様性ということだと名古屋議定書あるいはABSだけの分野ではなくてという指摘もありましたが、そうした観点で、特に今後の考慮とか検討ということで、枠組みを特定せずに、10ページのような書き方で、その中で読み取れるのではないかと指摘です。検討の場を特定せずにという、この形でよろしいでしょうか。それとも、特に細胞培養肉について、「特定の場」というのを入れる必要があるとお考えでしょうか。特に特定した検討の場というのを書いたほうが良いというご意見ありましたら、お願いいたします。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員

言い出しっぺなので一言。今のように考えておられるのであれば、特段、そんなに修正にこだわっているわけではないので、必要があれば、ほかの適切な場で検討するというのも当然含まれているということであれば、このままで私は構わないです。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかの方で、特に今の点ですが、異論がなければ、この10ページのような形で、背景としては、幅広い、ほかの分野にも当然かかわる、そういう趣旨でABSの分野にとどまらず、必要な検討があるかもしれないということを、10ページのようにまとめるという、そのような書き方にしておくということでもよろしいでしょうか。
(異議なし)

○磯崎座長

それでは、ここでのその書き方については、合意ができたと考えます。

農水省の相田さんからもチャットで入っているのですが、「細胞培養肉」という専門用語ですが、これは、その分野では使われているということなので、この言葉自体はこのままということなんですが、深見委員から、中身、あるいは問題となっている状況、背景について、簡単な説明があってもいいのではないかとということですが、ここについてはどうでしょうか。環境省のほうでは、ここの取扱いはどうでしょうか。

○環境省（三宅）

今、画面でも映していただいているところですね。「しかし、今後のバイオテクノロジー

の発展状況によっては、細胞培養肉の生産と家畜の生産が競合し、国内畜産業に影響することで家畜遺伝資源の持続可能な利用を阻害する恐れがあるとの懸念が提起された」というところでした、こちらからさらに説明を膨らますかどうかというところかなと考えておりますが、この点いかがでしょうか。

○磯崎座長

細胞培養肉の抱えている論点とか、これは確かに検討会の場で議論しましたし、農林水産省からも細かな説明がされたところですね。ここの3行で、特に1行目から次の3行目までのところで、簡潔に取りまとめられていると思いますが、もし委員の方の中で、これでまだ不十分ということでしたら、ご意見をお願いしたいのですが。

それでは犬塚さん、よろしく願いいたします。

○犬塚委員

私のほうから意見を出させていただいたので、少しお話をさせていただくと、多分事務局のほうでかなり苦労されてまとめられたのではないかと考えており、報告書の案をうまくまとめていただきありがとうございます。

今のところですが、私はこの分野を分かっているのでも、この文章ぐらいでいいのかなと思っています。一方、分からない人にとっては補足が必要なのかなという気もしますが、委員から出されたように、ここだけ特異的に特別な専門分野みたいになっているので、あまり分量が多過ぎてバランスが悪いのかなと思うので、ここの記述については、まさに事務局のほうに、バランスを見ながら一任なのかなと思っています。

あともう一つ、ここだけ細かい専門分野みたいな話がありましたけど、8ページのほうで、真ん中辺にある「対応の方向性」の中では、「とりわけ」と書いてあって、「課題をはじめ、今後のバイオテクノロジーの発展状況を踏まえ適切な解決策の検討の必要がある」ということで、大きくりの表現をさせていただいているので、全体的にはバランスは、そこでとれているのかなと思いました。

○磯崎座長

ありがとうございます。専門的な、それから少し特定分野的なところもあるが、ということですが、この7ページ、8ページ、それから最後の10ページのところの書き方を支持するという事です。

そのほかの方で何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

それでは、この「細胞培養肉」に関連するところ、7ページ8ページ、10ページに出ますが、このような書き方で合意されたと考えます。

あと、もう一点で、「コモディティ」の書き方ということですが、これは私も指摘をしたところですけども、現在のABS指針だと、第1章の第3の(6)番で書いていて、この規定が源になって議論に進んでいるのです。「コモディティ」とはもちろん書かれておらず、

その第1章第3の(6)では、「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源」という書き方です。ですから、一般に遺伝資源利用の目的以外の目的のために販売されているという、そのあたりに通常の商品であるという意味で、それを、この場面では「コモディティ」と呼んでいるのです。根拠のある文章からという場合だと、この第1章第3の(6)で、少し長いですが、これを使うのも一つの案ではないかなと思います。

「コモディティ」と呼ばれる一般的な通商関係の用語を言っているのではなくて、ABS指針との関係で、ということなので、この文章を使うほうがいいのかと思います。

環境省の立場としてはどうでしょうか。

○環境省（三宅）

ご指摘ありがとうございます。先生におっしゃっていただいたとおりの表現が一番、ABS指針のフォローアップという観点でも、妥当なのかなと考えておまして、少し長くはなりますが、今「コモディティ」と言っているところを、このような「一般に」というところから「購入されたもの」というところで置き換えてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○磯崎座長

ほかの委員の方ではどうでしょうか。井上委員、お願いします。

○井上委員

今の磯崎先生のコメントと環境省の三宅さんのコメントがちょっと違っている点をコメントしておきたいと思います。

磯崎先生は、コモディティに該当するのは(6)の「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源」、そこまでがコモディティに当たるとおっしゃっていました。それに対して三宅さんは、「目的とせずに購入されたもの」まで含めてコモディティというコメントをされていましたが、私は、磯崎先生のコメントのほうが適切だと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。ここは、どちらを取ったほうが……。

○環境省（三宅）

すみません、もう一回。

○磯崎座長

今、井上委員からの指摘は、一般販売されている遺伝資源を遺伝資源利用しないという目的で購入した場合まで含めてコモディティと言うのか、それとも、遺伝資源利用ではないものとして販売されている遺伝資源をコモディティと言うのか、という、この「コモディティ」という言葉を説明するときに、適用除外の対象というところまで含むかどうかという違いです。

○環境省（三宅）

失礼いたしました、私の理解が悪くて申し訳ございません。確かに「コモディティ」という言葉で代替するという意味では、磯崎先生と井上さんがおっしゃったとおり、前半部分ですかね、指針の販売されている遺伝資源というところ止まりということで、後半は、ただ単に、全ての指針の適用除外の範囲を示しているということなので、今回の議論にあった「コモディティ」という言葉を指すという意味では、前半までですかね、販売されている遺伝資源というところまでということで承知いたしましたので、そのように修正をしたいと思います。失礼いたしました。

○磯崎座長

私も、通常「コモディティ」と呼んでいるときは、適用除外かどうかという話ではなくて、遺伝資源利用以外のために販売されている遺伝資源を指すと思います。それをそのとおりに遺伝資源利用しないということで購入した場合、その場合はじめて適用除外になる。逆に言うと、コモディティとして販売されたものを、遺伝資源利用をしようとして購入した場合、その場合は適用除外の対象にはならないという、そういう理解でいいと思いますので、今のような形が正確だと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

○磯崎座長

そうしましたら、コモディティの記載について、今の第1章第3(6)の前半部分を使うということです。

そうしますと、残っているのが、大沼委員からの指摘のうちの、現行の日本の指針の位置づけを考えると、ほかの国でどの程度まで先へ進んでいるのか、あるいは、逆にそうではないのか、その辺が分かるかということ。検討会のときに、諸外国での国内措置の制定状況とか、そうした情報提供はされていたのですが、内容が非常に複雑で、それらの対象のものも多くあり、それから、それぞれの制度において項目ごとに違いもたくさんありました。それらをどの程度整理できるかという点では、この現在の報告書の中に適切な分量で取り入れられるかどうかについて、ちょっと懸念があるのですが、環境省のほうではどのように考えますでしょうか。

○環境省（三宅）

大沼先生のご指摘について、すみません、私が少し勘違いしておりました、ありがとうございました。

その後、ご指摘の点についてどのように反映するか私も考えておりましたが、なかなか、どういうふうに反映したらいいかが難しいかなというふうに思っておりまして、例えば、日本の場合は、報告の対象を、相手国が名古屋議定書の締約国で、措置をABSクリアリングハウスに載せていて、日本のユーザーが実際に遺伝資源を持ち込んだ場合という形で幾つか段階的な形で限定をしていると思うのですけれども、他の先進国などではそういったものがなく、一般的に、例えばIRCCが出たら、それに対してチェックポイントコミュ

ニケを出すというような形をとっていたりするという意味では、日本の制度というのは、ある程度ユーザーフレンドリーな形でつくられているというような議論はいただいたかと思ひまして、そういった話を書くことも可能かなとは思ったのですが、ただ、やはり諸外国の制度の状況を一般化するという事は難しいのかなというふうに思ひておひまして、もし、ほかの国でこういった制度がありますといった情報をこの報告書の中に載せるのだとすると、今回の検討会の中で幾つか一覽にしてお見せしたものがあつたかと思ひるのですけれども、それを報告書の後ろの参考情報として載せるということは一つ可能かなと思ひたのですが、文章化となると、今、すみません、私も一言二言でなかなか言いづらいなところ、少し悩んでおひます。

○磯崎座長

ありがとうございます。私も、書く場所と書く分量との関連で、どれがいいかなとは思ひておひました。今、三宅さんが指摘されたように、検討会の場合、あるいは、ほかの分野でも、諸外国のものをまとめられているということがありますので、正確なところは、後ろに掲載される資料を引用するような、その資料を見てほしいという、そういうことが分かるような形で、2~3行でまとまるような、「国際的諸外国の状況としては」というので、個々の——そこまで書く必要もないですかね。そこで書いているような情報源は後ろを見てほしいというのが分かるような、そのレベルで書き込めるかどうか、と思ひます。

三宅さんのほうで、そこはどうでしょうかね。方向性はそれでいいと思ひんですが、本文中にどの程度、どこまで書くかということなんですが。

あるいは、ほかの方で、この書き方、参照の仕方について、何かご意見がございますでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員

磯崎先生、三宅さん、ありがとうございます。私の提案に対して非常にいろいろな方面からご回答いただきまして、感謝申し上げます。

私は、本文中に書き込むことというのは一言二言でいいとは思ひんですが、ただ、今おっしゃられたように、断定的な言い方というのはなかなか難しいのではないかなと思ひますね。それは、非常に多くの国が多様な規制のあり方というのをとっているの、それを評価するという事は、難しいのではないかなと思ひます。それで、三宅さんのご提案にございましたように、後ろのほうに簡単に状況というのを付して、本文中には、例えば「諸外国ではさまざまな措置をとっている」というような形で、どういった措置をとっているのかというのは、後ろの参考の部分を見てくださいというような書き方をすれば、予断を与えずに、客観的な情報提供ということが出来るのではないかなと思ひますので、ご提案させていただきます。よろしくお願いします。

○磯崎座長

ありがとうございます。田上委員、よろしくお願いします。

○田上委員

事務局の方々、報告書の取りまとめを誠にありがとうございました。今ちょっと議論になっている諸外国の点についてですが、やはり各国ごとに制度やアプローチが全然違いますので、細かく載せるというのは難しいでしょうし、比較や評価をするという際の視点の定め方が難しいというのは、今ご発言があったとおりですので、やはり別のところで資料としてまとめて情報提供する形が良いと思います。

他方で、今回の報告書での検討は、国内の状況、つまり日本における利用の状況もしくは日本からの提供に関して何か影響があるかということがメインで書かれています。議論の前提として、諸外国の制度も調査して、それを資料としてご紹介いただいた上で今回の結論に至っています。検討の段階で、諸外国の制度も調査しその結果を踏まえてこの報告書がまとめられたという点についての一文がもしあればそれで良いのですが、なければどこかにそれを追加していただいて、それとの関連も含めて、外国の制度を取りまとめていただいた資料を付けると良いと思いました。よろしく願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。今、大沼委員、それから田上委員からの指摘もあって、どうでしょうね。今、ちらちらと本文を見ていたときに、1 ページ目の「はじめに」のところで、表の上の 1 行あいている、その上、「同検討会においては、以下の観点で検討を行った」というので、黒丸が 2 つ付いています。ただ、外国の参考は、今、大沼委員、田上委員からも指摘があったように、それをメインで参照しているわけではないので、書き方としては、2 つ目の黒丸のすぐ下に、「なお、諸外国の国内措置の状況についても参考にした」というような一文を入れて、注のような形で、資料編の何番というような引用元を記すという、そんな形ではどうかと考えています。

三宅さん、どうでしょうか。

○環境省（三宅）

大沼委員、田上委員、磯崎先生、まとめていただきましてありがとうございます。皆様のご意見を伺っておりますと、確かに「はじめに」のところに記載をするのがいいのかなと思っております。最後に磯崎先生にご指摘いただいたような形でのまとめとしてはどうかと、私も思っております。

○磯崎座長

そのほかの方で、いや、そこではなくて、ほかがいいと思う、というような考え方ございましたら、挙手をお願いします。

(なし)

○磯崎座長

それでは、暫定的にですが、この「はじめに」の 1 ページ目の最後からちょっと上、そのあたりに、諸外国の状況も参照したというような文章を付け加えるということで確認できたと考えます。

具体的な文章案は、1 行程度で、内容的にも大した長いものではないですが、環境省・事務局のほうでもうちょっと検討いただいて、確定ということでよろしいでしょうか。もうちょっとというのは、今日会議の後でも、技術的な観点で、その後、正式な文章はメールベースで確認するという意味ですが、事務局はそれでよろしいでしょうか。それとも、今この時点ではっきり決めてしまったほうがよろしいでしょうか。三宅さん、どうでしょうか。

○環境省（三宅）

ありがとうございます。先生にご提案いただきましたとおり、少し文章をこちらのほうで整えまして、あと、同様に、後ろのほうに付ける参考資料のほうも整えてから、皆様にご確認いただくのがよいかと考えております。

○磯崎座長

はい、分かりました。そのように取扱いたいと思います。それでよろしいでしょうか。もし異論がある場合は挙手をお願いいたします。

（異議なし）

○磯崎座長

それでは、少し後で技術的に確定してから、再度メールベースで確認をするということにしたいと思います。

これで大体、懸案あるいは本日出された幾つかの提案や疑問について対応できたと思いますが、何か関連するところで残っている事柄、あるいは、全体的な事柄でコメントや意見というのがございましたら、発言よろしくをお願いいたします。

（なし）

○磯崎座長

それでは、昨年から今日まで4回ですが、検討を重ねてきて、それから、真ん中ではパブリックコメントも経て、そうした形で報告書の取りまとめというのを行ってきましたが、先程まで合意できたような形で、内容的には、提案されている報告書案について合意がとれました。1 点、今の諸外国の状況について検討対象にしていたという、そのような文章と、それから資料編については、正確を期する形で、今日の検討会の後に確定する、そういう形をとることができました。

時間が延長する回もありましたけれども、細かな点について議論が進められ、報告書として取りまとめられました。ここでもう一度ですが、各回ごとに、それから回の間、それぞれ検討いただき、それから会議の場でも発言その他で協力していただきまして、ありがとうございました。

これでフォローアップ検討会が役目を終え、審議を終えることになりました。ありがとうございます。

■議題②その他

○磯崎座長

それでは、ここで、その他の課題含めてですが、環境省のほうにマイクを戻します。よろしく願いいたします。

○環境省（三宅）

磯崎先生、ありがとうございました。

○浜島室長 今後の流れにつきまして、今、座長におまとめいただきましたとおり、必要な確認をまた、書き直しをして、座長のほうにご相談させていただきながら、報告書のほうをまとめていきたいと思えます。出来上がりしましたら、報告書につきましては、環境省のウェブサイトのほうに掲載をしたいと思えます。また、現在、別途、生物多様性国家戦略の改定の作業が進められておりますけれども、そちらにも ABS を引き続きしっかり実施していくということ、また、今回のフォローアップの結果についても記載をしたいというふうに考えております。

■閉会

○環境省（三宅）

ありがとうございました。では、最後に、自然環境局自然環境計画課長の堀上のほうからご挨拶させていただければと思えます。

よろしく願いいたします。

○堀上課長

磯崎座長をはじめ委員の皆様、この検討会におきまして、昨年度から4回にわたりまして丁寧なご議論を重ねていただきまして、大変ありがとうございました。本日、報告書として概ねまとめていただくことができました。皆様のご尽力に改めて感謝をいたします。

この報告書にもまとめていただきましたとおり、制度改正を伴わない技術的な課題に関する事項につきましては、今後、関係省庁とも連携しながら、引き続き議論を重ねてまいりたいと思えます。

ABS 指針につきましては、まだまだ歴史が浅いということがありまして、委員の皆様のご指摘にもありましたけれども、引き続きさまざまな事例の蓄積をしていくということと、それから海外の動向も注視するという、そしてさまざまなステークホルダーとの意見交換をしながら評価をしていくということが必要になると考えております。委員の皆様にも今後ともいろいろな場面でかかわっていただくことになるかと思えますが、引き続きご協力を賜ることができれば幸いです。

皆様のご尽力、ご協力に感謝をいたしまして、この検討会を終わりたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。

○環境省（三宅）

ありがとうございました。では、この後またメールベースでのやりとりは少しご協力を

いただく形となりますけれども、会議自体はこちらで閉会とさせていただきたいと思
います。どうもありがとうございました。

以上